

決議案第 1 号

議案第58号「令和 8 年度八尾市一般会計第 5 号補正予算の件」に
対する附帯決議の件

議案第58号「令和 8 年度八尾市一般会計第 5 号補正予算の件」に対する附帯
決議を別紙のとおり決議するものとする。

令和 8 年 9 月 30 日提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松	田	憲幸
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	奥	田	信宏
同	吉	村	拓哉
同	田	中	慎二
同	越	智	妙子

議案第58号「令和8年度八尾市一般会計第5号補正予算の件」
に対する附帯決議

議案第58号「令和8年度八尾市一般会計第5号補正予算の件」について次のとおり決議する。

議案第58号「令和8年度八尾市一般会計第5号補正予算の件」に債務負担行為補正として計上されている改良型体育館空調設備リース料は、令和8年3月定例会において議決した当初予算の債務負担行為の期間から1年延長し令和14年度とするとともに、限度額を4億6,900万円から7億円と変更するものであり、まずもって、担当する教育委員会には、令和8年3月定例会での議会の議決の重さを軽んじ、一貫性を欠いたこの間の対応に厳しく苦言を申し上げるとともに、猛省を求めるものである。また、計画の大幅変更を余儀なくされた背景には、事業費算出の甘さや内部統制がうまく機能していない状況が影響していると考えられ、教育委員会には単なる反省に留まることなく、工程や予算等のマネジメント機能の強化を含めた改善を求めておく。

そのうえで、議会としては児童・生徒の安全で安心な教育環境の確保のため、適切な事務執行の上で、早急な整備を求めるものである。

さらに、小中学校の体育館は児童・生徒の大切な学びの場であり、かつ、災害発生時には市民の避難場所となることから、分科会審査の答弁にもあったように、教育委員会と市長部局が連携し、切れ目が生じないよう改良型体育館空調設備の更新時期も見極めながら、通常体育館全館空調設備の設置に向けた協議を早急に開始するとともに、その実現に向け、整備計画の策定など具体的な取り組みを求めておく。

なお、今後の進捗状況については、随時、議会への報告を強く求める。

以上、決議する。

令和8年9月30日